西尾市公告第　４７２　号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項及び西尾市市税条例（昭和４３年西尾市条例第１７号）第１８条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月１６日

西尾市長　中　村　　健

送達すべき書類は、西尾市総務部収納課に保管しており、いつでも送達を受けるべき者の申出により交付する。

送達を受けるべき者		送達すべき書類
連番	氏名（名称）	
1	DELA CRUZ ROSENDO ARROJADO	還付充当通知書・還付通知書
2	PICOLI TANAKA BRUNA AYUMI	充当通知書
3	BIMO BAGASKARA RIFAI	充当通知書
4	NGUYEN THI THAO	充当通知書
5	両星　保治	充当通知書
6	PHAN TUAN ANH	還付通知書
7	BUI THI DIEU	還付通知書
8	髙須　秀夫	還付通知書
9	RAI RAJENDRA	還付通知書

（注）掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。